

報告対象 一覧

	対 象 用 途	規模又は階 (いずれかに該当するもの)	報告時期 (年度)
(1) 特定建築物	ホテル、旅館	① 3階以上の階 (合計床面積100㎡超) にあるもの ② 2階の床面積が300㎡以上であるもの ③ 地階 (合計床面積100㎡超) にあるもの	令和4年 4月1日～3月31日 (以降3年毎) 令和7年、10年、13年
	体育館、博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場 (いずれも学校に附属しないもの)	① 3階以上の階 (合計床面積100㎡超) にあるもの ② 床面積が2,000㎡以上であるもの	
	劇場、映画館、演芸場	① 3階以上の階 (合計床面積100㎡超) にあるもの ② 客席の床面積が200㎡以上のもの ③ 地階 (合計床面積100㎡超) にあるもの ④ 主階が1階にないもの (劇場、映画館、演芸場に限り)	令和2年 4月1日～3月31日 (以降3年毎)
	観覧場 (屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場		
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、待合、料理店、 飲食店、展示場、公衆浴場	① 3階以上の階 (合計床面積100㎡超) にあるもの ② 2階の床面積が500㎡以上であるもの ③ 床面積が3,000㎡以上であるもの ④ 地階 (合計床面積100㎡超) にあるもの	令和5年、8年、11年
※ 1	病院、有床診療所、介護老人保健施設 就寝用福祉施設 サービス付き高齢者向け住宅 認知症高齢者グループホーム ※ 2 障害者グループホーム ※ 3 助産施設、乳児院、障害児入所施設 助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設 老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 老人デイサービスセンター (宿泊サービスを提供するもの) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム、有料老人ホーム 母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム 障害福祉サービス事業所 (自立訓練又は就労移行 支援を行うもの)	① 3階以上の階 (合計床面積100㎡超) にあるもの ② 2階の床面積が300㎡以上であるもの (病院、有床診療所にあつては、その部分に患者 の収容施設があるものに限る。) ③ 地階 (合計床面積100㎡超) にあるもの	令和3年 4月1日～3月31日 (以降3年毎) 令和6年、9年、12年
(2) 建築設備	換気設備 (機械換気設備又は中央管理方式の 空気調和設備) 排煙設備 (排煙機又は送風機を有するもの) 非常用の照明装置	上記の特定建築物に設けるもの	
(3) 防火設備	随時閉鎖又は作動をできるもの (防火ダンパーは除く)	・ 上記の特定建築物に設けるもの ・ 病院・有床診療所・就寝用福祉施設で、床面積の 合計が200㎡を超える建築物に設けるもの	毎年 4月1日～3月31日
(4) 昇降機	エレベーター	籠が住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法の 性能検査を受けているものを除く	
	エスカレーター		
	小荷物専用昇降機	テーブルタイプ (出入口が床面から50cm以上高いもの) を除く	
(5) 遊戯施設等	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの		
	ウォーターシュート、コースター等		
	メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等		
	※ 1 対象用途部分の床面積合計が200㎡以下又は対象用途部分が避難階のみのものを除く。 ※ 2 「老人福祉法」第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供するもの。 ※ 3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第17項に規定する共同生活援助事業 の用に供するもの。		